

社会福祉法人花草会役員等報酬及び費用弁償支給規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人花草会の理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員及び各種委員に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について定める事を目的とする。

(報 酬)

第2条 役員は、勤務実態に即して、月額25,000円を支給するものとする。

(費用弁償)

第3条 役員、評議員及び各種委員が、理事会、評議員会及び委員会等に出席した場合は費用弁償として次の額を支給する。

月額 5,000円

(支給方法)

第4条 報酬及び費用弁償の支給日は、その月の末日とし、銀行振込みにより支給する。
また、通貨をもって直接支給することができる。

2 支給日が休日の場合は、直前の指定金融機関の営業日とする。

附 則

この規程は、平成17年2月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月15日から施行する。